

## 「交通工学論文集」論文・討議 査読要領（内規）

(一社)交通工学研究会  
学術委員会第1学術小委員会

### 1. 査読の目的

学術委員会内に第1学術小委員会(以下「第1学術小委員会」とする)を設置し、投稿された「論文」及び「討議」の査読を行う。第1学術小委員会は個々の投稿原稿に対して査読者を選出する。査読者は、投稿原稿(論文・討議)の内容を客観的に評価し、交通工学に掲載すべき原稿であるかどうかを判定するための資料を提供する。査読者は、査読に伴って見出された問題点、誤りなどの指摘事項について修正を求める意見があれば述べるものとする。掲載の可否は、査読者の意見に基づいて第1学術小委員会で決定される。

### 2. 査読にあたっての注意

- ①査読者は、当該原稿が公表前の研究成果あるいは報告等であることに十分留意し、原稿の内容について秘密を守り、投稿者の権利を確実に保護しなければならない。したがって、査読は、査読者が個人として行うものであり、他人に当該原稿を見せたりあるいは原稿内容を話して意見を聞くようなことをしてはならない。
- ②投稿された研究ができるだけ早く会員に公表できるよう、査読は原則として依頼されてから指定の期日(通常は約3週間)までに第1学術小委員会に返送するように行うものとする。
- ③原稿の査読は掲載の可否を判定するための資料を提供するもので、その改善を図るのが目的ではない。原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものである。査読者の主観や好みを著者に押しついたり、原稿の体裁や書き方の完璧を期待する余り、将来の発展が大いに期待される原稿や実際に役立つ原稿を逃すことの無いよう配慮するものとする。

### 3. 「論文」の査読の方法

#### 3.1 評価項目

査読者は、対象となる「論文」を、次の項目について客観的に評価する。

(1) **新規性(独創性)**：内容が公知・既発表または既知のことから容易に導き得るものでないこと。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価する。

- a)研究の主題，内容，手法に独創性がある
- b)学界，社会に重要な問題を提起している
- c)現象の解明に大きく貢献している
- d)創意工夫に満ちた実験，調査，計画，設計，運用，管理，制御などについて貴重な技術的検討，経験が報告されている
- e)困難な研究・調査・実験などをなしとげた貴重な成果が盛られている

(2) **有用性(実用性)**：内容が交通工学分野の論文として何らかの意味で価値があること。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価する。

- a)主題，内容が時宜を得て有用である
- b)研究・技術の成果の応用性，有用性，発展性が大きい
- c)研究・技術の成果は有用な情報を与えている
- d)交通工学分野での研究のすぐれた体系化をはかり，将来の展望を与えている

- e)研究成果は今後の研究や実務（実験，調査，計画，設計，運用，管理，制御など）に取り入れる価値を持っている
- f)問題の提起，試論またはそれに対する意見として有用である
- g)実験，実測のデータで研究，実務等の参考として有用である
- h)新しい数表，図表で応用に便利である

(3) **完成度**：内容が簡潔，明瞭に記述されていること．なおここでは研究の完成度を問うものではなく，記述の完成度，すなわち本論の展開が読者に理解できるように記述されているかについて評価する．ただし，著しい厳密さ，正確さ，完璧さ，格調の高さなどは必要としない．次のような点についても留意して評価する．

- a)全体の構成が適切である
- b)研究の目的と結果が明確である
- c)既往の研究・技術との関連性は明確である
- d)文章表現は適切である
- e)図・表はわかり易く作られている
- f)全体的に冗長になっていない
- g)図・表などの数は適切である

(4) **信頼度**：内容に重要な誤りがなく，読者から見て客観性，一般性，普遍性がある信用の置けるものであること．信頼度の評価については，計算等の過程を逐一たどるようなことは必要としない．次のような点についても留意して客観的に評価する．

- a)重要な文献が落ちなく引用され，公平に評価されている
- b)従来技術や研究成果との比較や評価がなされ，適正な結論が導かれている
- c)実験や解析の条件が明確に記述されている

なお「分野 2)事例研究・調査報告研究・システム開発など」の投稿の場合は，新規性，有用性の判断にあたって，以下の事項も考慮して評価する．

- a)速報性が重視される内容で時宜を得ている
- b)報告されている実験，調査，施策，試行などが全く新しいものである
- c)調査報告，事例報告などであっても，その結果から新しい知見が得られている
- d)調査報告，事例報告などであっても，その結果の一般化が可能である

### 3.2 判定

査読者は，3.1での各項の評価を総合的に判断し，投稿区分の趣旨（「募集要項」参照），及び現在までの機関誌「交通工学」及び「交通工学論文集」に掲載された論文を参考にして，水準以上であれば，掲載「可」とし，掲載に値する内容を含まないと考える場合，および掲載すべきでない場合「否」とする．ただし，3.1での各項の評価のうち，1つでも評価が「なし」とされれば「否」とするものではない．多少の疑義，疑問な点があっても交通工学分野における研究や技術の発展に寄与する内容があると判断されたものは掲載されるよう配慮する．

### 3.3 掲載の可否と掲載の条件

査読者は，判定を「可」とする場合は，査読報告書にその理由を簡潔に示すものとする．さらに修正の必要性の有無とその程度により，次の分類を行う．査読者は，掲載「可」とするには，次のいずれかを選ばなければならない．

(i)このまま掲載してよい

(ii)指摘した事項について著者が適切に修正等対処すれば掲載してよい(再査読不要)

(iii)指摘した事項についての疑義及び修正事項があり、修正後再査読すべきである

なお、査読の趣旨(2. の③)及び修正意見についての注意(3. 6)をよく勘案し、その範囲内の修正要求と著者の適切な対応により「掲載可」となるものと査読者が考える場合には、「条件付き可(上記の分類(iii))」として判定すること。

判定を「否」とする場合は、下記の a)～v)の項目中該当するものを選び、査読報告書に示すとともに、判定の理由を具体的に記述する。

#### A. 誤り

a)理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある

b)計算・データ整理に誤りがある [論拠とするデータ等の信頼性がない]

c)現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている [論旨の明確性、論証の適切性がない]

d)都合の良いデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている

e)修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる

#### B. 既発表

f)明らかに既発表とみなされる

※既発表の例外規定については、「『交通工学論文集』論文・討議 投稿規程及び審査規程」を参照のこと

g)連載形式で論文が構成されており、独立した論文と認めがたい

h)他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して原稿の基本が構成されている

#### C. レベルが低い

i)通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない

j)多少の有用な資料は含んでも、論文にするほどの価値はまったく見られない

k)論文にするには、明らかに研究・技術的検討などがある段階まで進展していない

l)着想が悪く、当然の結果しか得られていない

m)研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、まったく意義を持たない

n)論文の構成、表現(用語、引用、図表等)が適切でない

#### D. 内容全体・方針

o)政策的な意図、あるいは宣伝の意図がきわめて強い

p)きわめて偏った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている

q)理論的または実証的、あるいは事実に基づいた論文でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない

r)私的な興味による色彩が極めて強く、交通工学に論文として掲載するには問題が多い

s)交通工学研究会としての本来の方針・目的と一致する点がまったく見られない

t)問題意識、問題設定が不明確、または不適切である

u)基本的用語の概念、分析の枠組みが不明確、または不適切である

#### E. その他

v)その他

### 3.4 著者照会

査読を行う上で必要な事項については、いつでも第1学術小委員会から著者に問い合わせることができる。内容の軽微な修正、誤字、記述の誤り、字句の訂正などについては事務局から著者に照会し、回答があれば掲載「可」とする。

### 3.5 修正意見

3.3の判定が「可」で、掲載の条件を(ii)または(iii)とする場合、査読者は修正意見を付けることができる。第1学術小委員会で掲載「可」と判定されて修正意見が付されている場合には、著者はこの修正意見に対して回答しなければならない。

### 3.6 修正意見についての注意

- a)修正意見は表現の方法(研究の内容ではない)にかかわる修正とする。読者が正しくかつ容易に理解するために望ましいあるいは必要であると査読者が考える事柄について、修正を求めるものとする。なお原稿の内容についての責任はすべて著者が負うものであることを念頭におき、修正意見を述べるものとする。
- b)新たな計算や調査などを追加させることは極力避けるものとする。
- c)査読者の主観的な意見や好みを主張して原稿を大幅に変えることを要求したり、投稿者が査読者と見解を異にする点について修正を要求することは厳に避ける(後者の場合は、掲載後に「討議」をしていただきたい)。
- d)査読者は、投稿者に対し研究を指導する立場には無いことに留意すべきである。ただし、明らかに査読者の意見、指摘によって原稿の内容が向上すると思われる場合には、その点を指摘してもよい。
- e)修正意見については、著者が直接読むものであることを考え、感情的誤解を招かないような表現を心がけるものとする。

## 4. 「論文」の査読の範囲

査読者の査読範囲は、基本的に原稿の内容にかかわる部分であり、次の事項については考慮しなくてもよい。

- a)規定ページ数の超過の問題
- b)簡単にわからない数式、計算の内容
- c)用いた資料の良否
- d)個々の誤字の修正(ただし、気づいたものはご指摘いただきたい)

## 5. 「論文」の査読の期間

- a)投稿された論文ができるだけ早く会員に公表できるよう、査読は原則として査読依頼書に明記された所定の期限内(通常約3週間以内)に行うものとする。
- b)査読者は、査読を依頼された時点で期限までに審査ができないと判断した場合には、速やかに査読を辞退する旨を事務局へ申し出るものとする。
- c)査読期限を超過しても査読結果が編集委員会に届かない場合、第1学術小委員会は査読の促進を査読者へ通知し、通知後3週間以内に必ず査読を完了するよう依頼する。
- d)計6週間以内に完了できる見込みのない査読者には、第1学術小委員会は査読者に査読を辞退するよう依頼する。
- e)2ヶ月を経過しても査読結果が編集委員会に届かない場合、第1学術小委員会は査読を辞退したものとみなし、査読者の変更を行う。

- f) 著者に対して修正依頼をした日から、3 ヶ月以内に著者からの回答が得られない場合は督促し、6 ヶ月を経過しても回答が得られない場合は原稿の受付を取り消すものとする。
- g) 再査読の査読期間は、最初の査読と同じ約3週間以内とする。

## 6. 「論文」の査読者の決定

- a) 論文を受付後、第1学術小委員会は、原則として一編の原稿につき3名の査読者を決定する。また別途査読結果の取りまとめ係として第1学術小委員会の委員の中から1名が選ばれる。
- b) 第1学術小委員会における査読者の決定にあたっては次の基準に従うものとする。
- (1) 投稿された論文、報告に最も適任と思われる者
  - (2) 著者と直接の利害関係の無い者
- c) 取りまとめ係の責務
- (1) 4. に示した査読の範囲外 a)~d) の項目のチェックを行う
  - (2) 3名の査読者の意見を客観的に取りまとめて、第1学術小委員会審議に用いる取りまとめ報告書(別途様式による)の原案を作成する
  - (3) 第1学術小委員会の審議の結果再査読となった場合には、査読者による再査読結果についても同様の取りまとめ報告書の原案を作成する。
  - (4) 第1学術小委員会の審議結果をうけて最終の取りまとめ報告書と査読結果通知書を作成する

## 7. 「論文」の掲載可否の判定

査読者3名の査読結果に基づいて、第1学術小委員会の審議を経て、最終的に第1学術小委員会の責任により判定する。判定の原則は以下の通りとする。

ケース	査読結果			判定
	査読者 A	査読者 B	査読者 C	
(1)	可	可	可	掲載可
(2)	可	可	否	掲載可
(3)	可	否	否	掲載不可
(4)	否	否	否	掲載不可

ここで、ケース(2)の場合は、査読者Cに討議を依頼するものとする。

掲載可の判定には、3.3の掲載の条件と同じ条件を付すことができる。この場合、(ii)の条件では、著者から回答が得られた時点で掲載は決定する。(iii)の条件では、修正意見に対する著者回答にもとづき、第1学術小委員会は再度査読者へ再査読を依頼し、改めて判定を行う。

なお、査読期限を過ぎた場合、査読者の2名の判定が「可」の場合は第三査読者の判定を待たずに掲載可とすることができる。また、2名の判定が「否」の場合は第三査読者の判定を待たずに掲載不可とすることができる。

## 8. 「論文」の査読結果通知書

査読後の最終的な掲載可否の判定結果は、取りまとめ係が査読結果通知書を作成し、速やかに投稿者へ送付するものとする。最終取りまとめ結果、すなわち査読結果通知書の内容は第1学術小委員会内の秘密扱いとし、投稿者以外へは公表しない。また投稿者へは、通知書に記述された以上の詳細な査読内容は一切通知しないこととする。また当該原稿の査読者名についても公表しない。

## 9. 「論文」の再査読

- a) 7. の判定で掲載可とする条件が(iii)となった場合、各査読者が付した修正意見に対する著者の回答結果に対して再査読を行う。
- b) 再査読を行う査読者は、原則として掲載可とする条件を(iii)とした全ての査読者とする。ただし第1 学術小委員会において審議の結果、他の査読者に再査読を依頼することもある。
- c) 再査読についても、再査読を依頼した時点から約 3 週間以内に査読を行うものとし、その他査読範囲、期間、判定などについても、査読の場合に準ずる。
- d) 再査読は原則として1 度のみとする。

## 10. 「討議」の査読

- a) 受付期間内に討議の投稿があった場合は、第1 学術小委員会は討議の査読を行う。第1 学術小委員会の審議を経て、該当原稿の査読を行った査読者のうちの1 名に討議の査読を依頼する。ただし7. のケース(2)の場合の査読者 C からの討議の場合には、他の2 名の査読者のうちの1 名に依頼する。
- b) 討議に対する査読期間は、原則として査読依頼書に明記された所定の期限内(通常約 3 週間以内)に行う。
- c) 討議の査読結果を経て、第1 学術小委員会は原著者に討議への回答を依頼する。
- d) 原著者は、回答を依頼された日から3 ヶ月以内に討議への回答を行うものとする。
- e) 原著者による討議への回答に対する査読は、a)と同じ査読者1 名に依頼する。
- f) 原著者による討議への回答に対する査読期間は b)に準ずる。
- g) 討議及びその原著者による回答の査読では、著しい誹謗・中傷や客観性の欠いた原稿でないことの確認、記述の完成度・信頼度の確認、原著者と討議者の原稿の整合性の保持、を評価する。

## 11. 査読者の選出

- a) 編集委員が、査読者となることは妨げない。
- b) 交通工学の様々な分野をカバーできるように考慮して、以下の基準に照らしあわせて選出する。
  - (1) 大学学部卒業後 10 年程度以上で、機関誌「交通工学」及び「交通工学論文集」に1 編以上の論文があること
  - (2) 上記と同等の資格があると認められること
  - (3) 過去2 年以内に、5. の d)に該当しないこと

### 附記：

19 年(昭和 年) 月 日 制定  
 1998 年(平成 10 年)11 月 19 日 改定  
 2014 年(平成 26 年) 5 月 19 日 改定  
 2015 年(平成 27 年) 3 月 10 日 改定  
 2021 年(令和 3 年) 4 月 1 日 改定